



工事書類削減ガイド

令和7年4月

横須賀市建設部建設総務課
技術・検査担当

「工事書類削減ガイド」の策定にあたり

令和6年4月の労働基準法の改正により、建設業においても時間外労働の上限が法律に規定され、罰則付き上限規制の一般則を適用することになりました。

横須賀市では受注者の負担軽減を目的として、平成29年4月より工事関係書類の削減に取り組んでいますが、受発注者双方の働き方改革を推進することを目的に今回「工事書類削減ガイド」を策定しました。

この「工事書類削減ガイド」では、平成29年4月実施の工事関係書類の削減内容を集約するとともに、新たに書類削減のポイントを掲載し書類削減の一層の推進を図りました。

また提出・提示が必要な書類を明記した「土木工事関係書類一覧表」についても、この「工事書類削減ガイド」の内容を関連付けています。

市ホームページにこの「工事書類削減ガイド」、「土木工事関係書類一覧表」を掲載することで受注者、発注者、検査員間において周知及び共通の運用を図り、今後も受発注者双方の働き方改革の推進に取り組んでいきます。

令和7年4月
横須賀市建設部
建設総務課 技術・検査担当

目次

	ページ
1. 書類の簡素化を拡大 -----	1
2. コリンス（CORINS）への登録 -----	1
3. 施工計画書 -----	2
4. 施工体制台帳 -----	3
5. 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書 ---	4
6. 建設業退職金共済制度関係書類 -----	4
7. 産業廃棄物管理 -----	5
8. 建設発生土 -----	5
9. 材料伝票 -----	5
10. 工事写真 -----	6
注意事項 -----	7

1. 書類の簡素化を拡大

提出・提示が必要な書類を明記した『土木工事関係書類一覧表』を改正し、書類の簡素化を拡大する



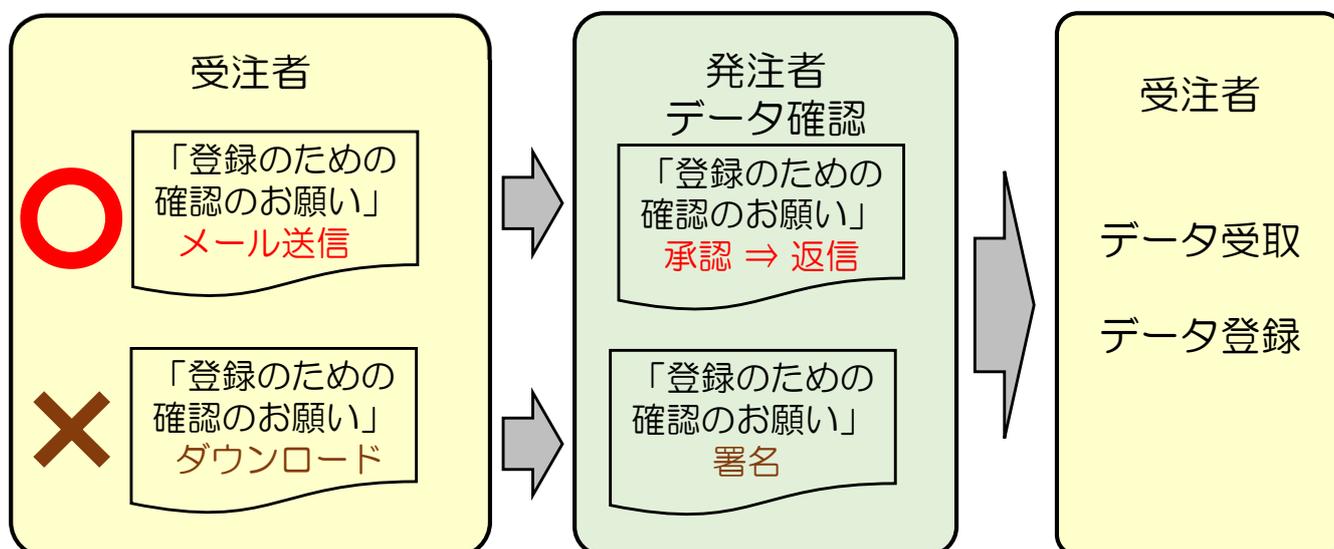
- 書類の簡素化の金額要件を500万円未満から1000万円未満に拡大する

2. コリنز（CORINS）への登録

監督員にメールで送信、紙の提出は不要



- 「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメール送信
- 監督員は登録内容を確認の上、送信されたメールに承認の旨を記載し、受注者宛てに返信すればよい
- 検査員は監督員が提出する「施工プロセスチェックリスト」により登録を確認する
- テクリス（TECRIS）への登録についても登録までの流れは同様



3. 施工計画書

施工計画書は、設計照査後の施工内容を反映させる

- 工事着手前に監督員に提出する
- 施工内容が確定していない工種については、当該部分について確定後作成し、着手前に追加提出すればよい

変更施工計画書は、施工計画に大きく影響しない場合は提出不要



- 数量のわずかな増減等の軽微な変更で、施工計画に大きく影響しない場合、変更施工計画書の作成・提出は不要
 (軽微な変更とは)
 - * 施工方法の変更を伴わない数量の増減
 - * 工期末の精算変更
 - * 工期のわずかな変更等

変更施工計画書は、変更箇所のみを抜粋して提出

- 変更施工計画書を提出する場合は、変更箇所のみを抜粋して提出
- 当初施工計画書に差し込みはしない

免許・資格証の写しは原則提出不要



- 資格の種類ごとに登録番号を記載する
 (但し、資格の確認を求められているものは、各工事共通仕様書等に基づく)

建設機械のカタログの写しは原則不要 (平成29年4月～)



工事概要に記載する工事内容は、設計内訳書の写しでよい
 (平成29年4月～)

4. 施工体制台帳

添付書類の提出は必要最小限とする



【施工体制台帳に添付を必要とする書類】（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- 発注者との契約書（写）
- 下請業者との契約書（写）
- 元請業者の技術者の資格を有することを証明する書類（写）
- 元請業者の技術者の雇用関係を証明する書類（写）
- 元請業者の専門技術者（置く場合）の資格及び雇用関係を証明する書類（写）

【施工体制台帳に添付が不要な書類】

- 建設業許可や警備業認定証（写）
- 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するもの（写）
- 監理（主任）技術者などの技術者届（写）
- 技術者配置要件以外の資格や実務経歴（写）



「作業員名簿」に関連する添付書類は提出不要



建設業法施行規則改正（令和2年10月1日）により、「作業員名簿」は施工体制台帳の一部となっているため提出が必要

5. 再生資源利用計画書（実施書） 再生資源利用促進計画書（実施書）

- COBRISに登録し、施工計画書に添付して提出、説明
- 計画書は公衆の見えやすい場所に掲示
- 工事完了後に実績を実施書に入力し提出、説明

資源有効利用促進法政省令改正のより、監督員への提出・内容の説明が義務付けとなった

6. 建設業退職金共済制度関係書類

【提出の必要な書類】

- 「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」（契約後1か月以内）
- 「建設業退職金共済関係提出書」（工事完成時）
- 「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」（工事完成時）

【提出の不要な書類】

- 共済手帳の写し
- 辞退届（下請 ⇒ 元請負者）



7. 産業廃棄物管理

処分工場の搬入証明は不要



- 「建設廃棄物搬入完了報告書」（土木工事関係書類一覧表記載）は廃止
- 種別ごとの産業廃棄物集計一覧表を提出すればよい
- マニフェストは提示すればよく、コピーの提出は原則不要
（石綿含有建材はコピーの提出が必要）
- 搬出における追跡の写真撮影は不要
- 処分場での写真撮影は不要

8. 建設発生土

- 確認処分の提出書類については、確認届の記載事項による
- 受入れ先の証明書は必要

9. 材料伝票

【建築系工事対象】
材料の納品書及び出荷証明の提出や提示は不要。
（生コン、木材、合板等を除く）（平成29年4月～）



- 土木工事は提出が必要

10. 工事写真

使用する建設機械の写真撮影は原則不要



- 監督員が現場で稼働している建設機械を確認
- 施工機械が確認できる施工状況写真が必要
- 排ガス対策や低騒音対策ステッカーの写真撮影も原則不要

【土木系工事対象】

監督員の立会内容のわかる写真が確認できれば、内容を証明するための詳細写真は不要（平成29年4月～）



JIS及びJASマーク表示品は、マーク表示を示す写真等が確認できれば、見本または品質を証明する資料（承認図）は不要（平成29年4月～）



外壁塗装の写真については、撮影頻度の削減により撮影枚数を減らす（平成29年4月～）



注意事項

不要な書類を提出しても工事成績では評価されない



- 本工事書類削減ガイドで不要としている書類（写真）を提出しても、工事成績評定では加点評価されない

本ガイドに定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする

問い合わせ先

横須賀市 建設部 建設総務課 技術・検査担当
TEL : 046-822-8353